

第1章 本計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

史跡甲府城跡は、山梨県甲府市の中心部に位置し、一条小山（標高約300m）と呼ばれる独立丘陵に築かれた約420年の歴史を誇る県内唯一の惣石垣で造られた近世の平山城跡である。独立丘陵頂部の天守台・本丸を中心としてその周囲に曲輪を階層的に配置した縄張の特徴をよく留めており、また城内には築城期の野面積み石垣が良好に残されている。甲府城跡は、近世日本の政治・軍事の歴史を知るうえで重要な甲斐の拠点城郭として価値が高いとして、平成31年（2019）2月26日付けで国の史跡に指定された。現在、史跡指定されているのは、本丸・天守曲輪・帯曲輪・稲荷曲輪・数寄屋曲輪・鍛冶曲輪と二の丸・楽屋曲輪・清水曲輪の一部に加え、甲府城跡の北東部にある愛宕山石切場跡を含めた範囲で、指定面積は66,567.24㎡である。

明治期以降、城内の櫓や門跡の建物は売却され、二の堀、三の堀は埋め立てられ、内堀だけが残された。その後の近代化の中で建物はすべて取り壊され、特に明治29年（1896）の中央線の敷設と甲府停車場（甲府駅）の位置決定により、内城は清水曲輪のほとんどと、花畑の一部が消滅することとなった。その一方で、明治37年（1904）には「舞鶴公園」として一般公開され、以後、甲府市街地中心に位置する緑豊かな憩いの場として、また由緒ある城跡として県民をはじめとした多くの来訪者に親しまれる場となっている。

戦後、わが国が高度成長期を迎えると、甲府城跡周辺についても一層の市街地化が進むなか、重要な史跡である甲府城跡の保存と再生に向けた取り組みの必要性が認識され、江戸時代以降、本県の政務のシンボルであった甲府城をこれ以上荒廃させないため、甲府城跡総合学術調査団が組織され調査研究が進められた。このような流れの中で昭和43年（1968）12月には山梨県指定史跡となり、その翌年には前述の調査団による調査成果や価値を大成した『甲府城総合調査報告書』が刊行された。同書は歴史、地理、自然環境など多岐にわたる分野から甲府城を概観し、史跡指定・石垣や堀の整備・資料館建設・天守閣復元の是非など、甲府城の文化財としての価値を保存活用するという当時としては卓越した観点から進むべき方向性を提言した。現在の、甲府城跡の保存活用に関する方針も、基本的にはこれを踏襲している。

平成17年度（2005）から同20年度（2008）には、天守を含めた本丸周辺の歴史的建造物復元の可能性が検討され、これをまとめた「県指定史跡甲府城跡保存活用等調査報告書」（平成21年度（2009）刊行）では、保存活用の基本方針が示されるなど、今回策定する保存活用計画の先行的な検討がなされている。

整備については、山梨県では平成元年度（1989）に『舞鶴城公園整備計画』を策定し、この計画に基づき平成2年度（1990）から同16年度（2004）にかけて、城内の整備に加え、破損や崩落の危険性のある石垣の改修等を行うなど、土木部と教育委員会とが連携して史跡整備を進めてきた。未改修の石垣については平成17年度（2005）から同26年度（2014）にかけ、計画的に補修工事が行われ、平成27年度（2015）からは、史跡内の全石垣を対象に石垣維持管理事業を行い、石垣の保存と利用者の安全確保に努めている。

今後、甲府城跡の文化財としての価値をさらに高め、その理解を促していくため、また、甲府城を山梨県の歴史と文化の拠点として位置づけるとともに、それらをまちづくりの核

として活かしていくためには、その価値を確実に保存継承し未来に伝えていく必要がある。以上を実現していくために、史跡甲府城跡の保存活用について、中長期的な視点に基づいた方針を取りまとめた「保存活用計画」を策定するものである。



史跡位置図



史跡指定範囲図（重ね図）

（『樂只堂年録』公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会蔵）

第2節 計画の目的

史跡甲府城跡保存活用計画は、これまでの調査と事業経過を踏まえ、甲府城跡を適切に保存し次世代へと確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための方向性、方法、現状変更等の取扱基準などを定めるものである。

また、史跡としての価値のみならず、甲府城跡が有する多様な価値を明らかにするとともに、観光振興や地域活性化にも寄与し、地域の誇りとするにふさわしい保存・活用・整備のあり方を示すことを目指すものとする。

第3節 委員会の設置・経緯

1. 史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会の設置

本計画の策定にあたっては、甲府城跡が有する歴史的、学術的な価値に深い見識のある研究者に加え、都市公園としての機能、観光資源としての在り方、地域活性化への取り組みなどの様々な観点から検討できるよう、有識者、地元関係者、県、甲府市の関係部局の職員で構成する「史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会」を設置し、適宜、指導助言を受けながら策定した。検討委員会の構成及び要綱は次のとおりである。

委員①（学識経験者）

| 氏名 | 所属 | 分野 | |
|--------|-------------------|-----|-------|
| 萩原 三雄 | 帝京大学文化財研究所所長 | 考古学 | 全般指導 |
| 吉田 ゆり子 | 東京外国語大学教授 | 歴史学 | 日本近世史 |
| 北垣 總一郎 | 金沢城調査研究所名誉所長 | 歴史学 | 石垣技術史 |
| 北野 博司 | 東北芸術工科大学教授 | 考古学 | 城郭石垣 |
| 鈴木 誠 | 東京農業大学グリーンアカデミー校長 | 造園学 | 環境計画 |
| 鈴木 伸治 | 横浜市立大学教授 | 建築学 | 都市計画 |

委員②（地元有識者・関係者）

| | 氏名 | 専門分野 | 現職 |
|---|-------|--------|---------------------------|
| 1 | 丹沢 良治 | 地元商工団体 | 甲府商工会議所評議員 |
| 2 | 饗場 正人 | 文化財 | 甲府市教育委員会教育部長 |
| 3 | 志村 一彦 | 観光 | 甲府市産業部長 |
| 4 | 望月 伸 | 都市計画 | 甲府市まちづくり部長（令和元年7月～令和2年3月） |
| | 梅澤 賢一 | 都市計画 | 甲府市まちづくり部長（令和2年4月～） |

オブザーバー

| | 氏名 | 専門分野 | 現職 |
|---|--------|----------|---------------------------|
| 1 | 山下 信一郎 | 史跡 | 文化庁文化財第二課史跡部門主任調査官 |
| 2 | 風間 勲 | 観光ボランティア | 甲府城御案内仕隊会長（令和元年7月～令和2年5月） |
| | 飯島 信之 | 観光ボランティア | 甲府城御案内仕隊会長（令和2年6月～） |

検討委員会事務局

| | | | |
|-----|-------|--------|--|
| 参 与 | | 若尾 洋一 | 山梨県県土整備部都市計画課課長 |
| | | 関 俊也 | 山梨県県土整備部中北建設事務所都市整備課課長 |
| 事務局 | 事務局長 | 村松 久 | 山梨県教育委員会学術文化財課課長 (令和元年7月～令和2年3月) |
| | | 河野 公紀 | 山梨県観光文化部文化振興・文化財課課長 (令和2年4月～) |
| | 事務局次長 | 柳沢 章司 | 山梨県教育委員会学術文化財課総括課長補佐 (令和元年7月～令和2年3月) |
| | | 浅川 美和 | 山梨県観光文化部文化振興・文化財課総括課長補佐 (令和2年4月～) |
| | 事務局参与 | 馬場 博樹 | 山梨県埋蔵文化財センター所長 (令和元年7月～令和2年3月) |
| | | 佐久間 浩之 | 山梨県埋蔵文化財センター所長 (令和2年4月～) |
| | 事務局員 | 保坂 和博 | 山梨県教育委員会学術文化財課埋蔵文化財担当 (令和元年7月～令和2年3月) 観光文化部文化振興・文化財課埋蔵文化財担当 (令和2年4月～) |
| | | 石神 孝子 | 同 上 |
| | | 野代 恵子 | 同 上 |
| | | 久保田健太郎 | 山梨県教育委員会学術文化財課埋蔵文化財担当 (令和元年7月～令和2年3月) |
| | | 熊谷 晋祐 | 山梨県観光文化部文化振興・文化財課埋蔵文化財担当 (令和2年4月～) |
| | | 今福 利恵 | 山梨県埋蔵文化財センター史跡資料活用課 (令和元年7月～令和2年3月) |
| | | 野代 幸和 | 同 上 (令和2年4月～) |
| | | 正木 季洋 | 同 上 (令和元年7月～) |
| | | 柴田 亮平 | 同 上 (令和元年7月～令和2年3月) |

史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国史跡甲府城跡保存活用計画(以下「保存活用計画」という。) 策定の参考とするため、有識者等から幅広く意見を聴取する目的として史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会(以下「委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 国指定史跡甲府城跡の保存・活用及び整備に関すること。

(2) その他保存活用計画策定に必要な事項

(構成員)

第3条 委員会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有するもののうちから、次に掲げる分野から知事が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する学識経験者
- (2) 地元有識者・関係者
- (3) その他知事が必要と認める者

(会議)

第4条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は会議を進行する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、観光文化部文化振興・文化財課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2. 委員会開催経過

ここでは、史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会に係る開催経過を報告する。

委員会については、令和元年度には4回、令和2年度には2回を開催し、計画の策定について専門的な見解等について指導を仰いだ。

第1回史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会

日時 令和元年8月2日(金)

場所 山梨県庁 防災新館1階 交流室B

- 内容 (1) 現況説明
(2) 史跡甲府城跡保存活用計画の構成について
(3) 史跡甲府城跡保存活用計画策定スケジュールについて

第2回史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会

日時 令和元年10月17日(水)

場所 山梨県庁 防災新館4階 410・411会議室

- 内容 (1) 第3章「史跡甲府城跡の本質的価値」について
(2) 第4章「現状と課題」について

第3回史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会

日時 令和2年2月4日(火)
場所 山梨県庁 防災新館4階 409・410 会議室
内容 (1) 前回の指摘事項について
(2) 第5章「大綱・基本方針」について

第4回史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会(書面会議)

日時 令和2年3月19日(木)～26日(木)
場所 山梨県庁 防災新館3階 303・304 会議室
内容 (1) 前回の指摘事項について
(2) 第6章「保存・管理の方向性と方法」について
(3) 第7章「活用の方向性と方法」について
(4) 第8章「整備の方向性と方法」について
(5) 第9章「運営・体制の方向性と方法」について

第5回史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会

日時 令和2年7月3日(金)
場所 山梨県庁 防災新館407・408 会議室
内容 (1) 大手門・柳門・山手門の3門の価値の顕在化について
(2) 史跡景観について
(3) その他

第6回史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会

日時 令和2年9月9日(水)
場所 山梨県庁 防災新館403・404 会議室
内容 (1) パブリックコメントの内容と対応について
(2) 史跡甲府城跡保存活用計画(案)について

3. 市民意見公募(パブリックコメント)の実施

史跡甲府城跡保存活用計画(素案)に対するパブリックコメントを実施

【実施期間】令和2年8月13日から26日まで

第4節 計画の対象範囲と期間

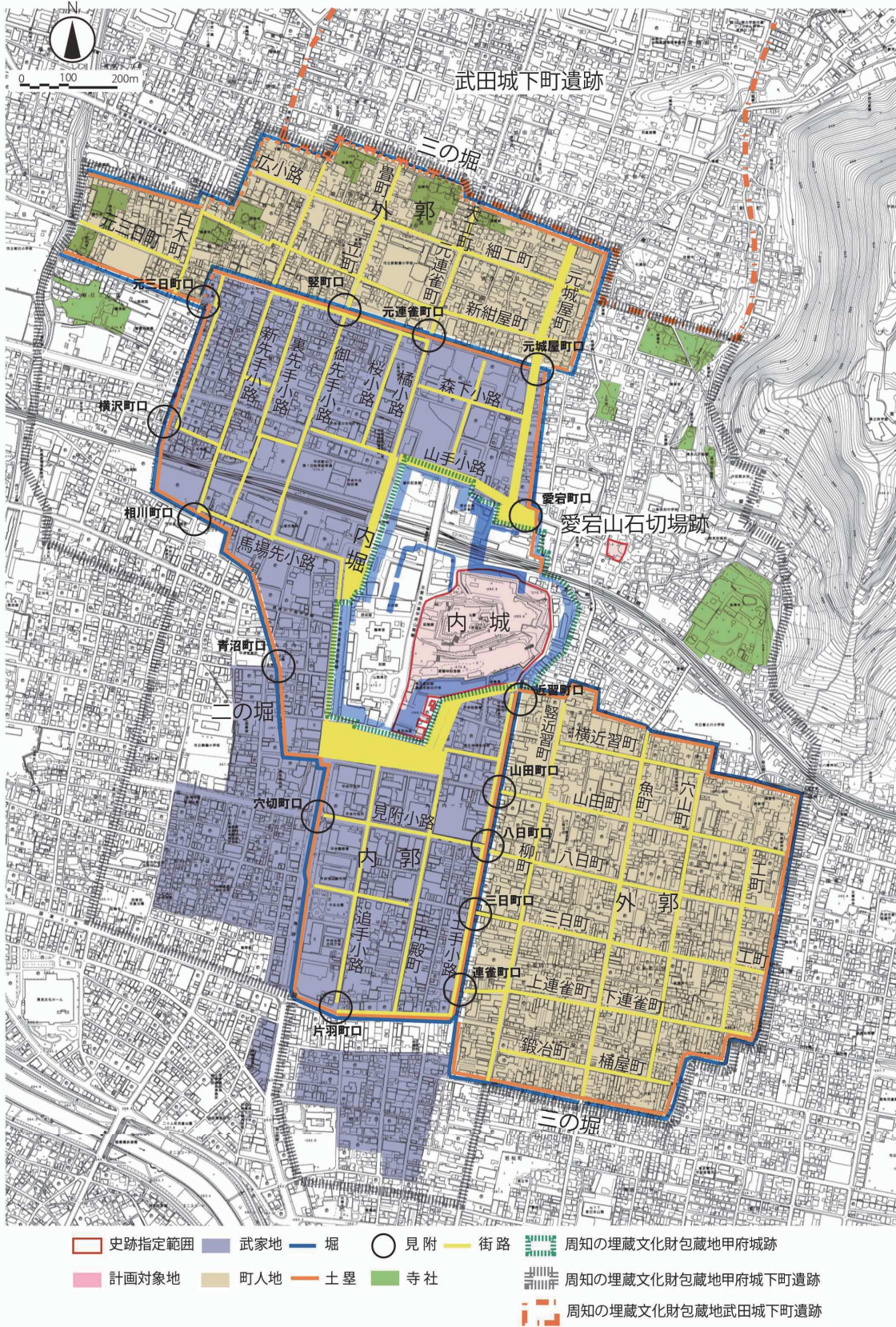
1. 計画の対象範囲

この計画の対象とする範囲は、原則として、史跡として指定された「甲府城跡」の範囲とする。ただし、史跡指定範囲外にも城郭の遺構が広がっており、これらの保存や景観保護のため、指定地のみならず、周知の埋蔵文化財包蔵地「甲府城跡」と「甲府城下町遺跡」を含めたその周辺環境についても考慮しておく必要がある。

2. 計画期間

本計画は、令和2年(2020)10月に策定され、令和2年(2020)10月12日～令和12年(2030)3月31日までを計画期間とする。

策定から10年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行う。また、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しの必要性を検討する。



甲府城下町の空間構成と計画の対象範囲図